

洞爺湖町宿泊税の特別徴収事務



(令和8年)2026年2月

洞爺湖町総務部住民税務課

目次

- 1 洞爺湖町宿泊税の概要
- 2 導入スケジュール
- 3 宿泊税の徴収方法(特別徴収)
- 4 税額(率)について
- 5 課税免除について
- 6 洞爺湖町宿泊税の徴収事務について
- 7 洞爺湖町宿泊税徴収事務費交付金について

1 洞爺湖町宿泊税の概要

宿泊税導入の目的

宿泊税特別徴収の手引き1ページ

宿泊税は、洞爺湖町内のホテル、旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する「法定外目的税」です。

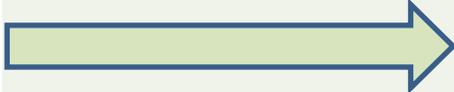
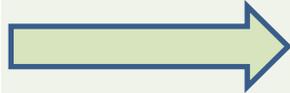
洞爺湖町の美しい景観と環境を保全し、豊富な資源を活用して地域の魅力を高めるとともに、持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるために導入します。

宿泊税の使途

宿泊税特別徴収の手引き1ページ

- ①観光の高付加価値化 ●地域に潜在する観光コンテンツの磨き上げ ●アドベンチャートラベルの普及
●地域資源を活用したツーリズムの推進
- ②観光サービス・観光インフラの充実・強化 ●2次交通アクセス整備 ●観光施設老朽化整備
●観光関連産業におけるデジタル化、ユニバーサル化、省力化への支援
- ③危機対応力の強化 ●災害からの早急な復興支援策
パンデミック等への備え ●災害時における需要喚起策やプロモーションの実施

2 洞爺湖町宿泊税導入スケジュール

	2月	3月	4月	5月
宿泊事業者	説明会参加  特別徴収義務者 申告書提出		 宿泊税徴収開始 (道+町)	 15日までに4月 宿泊分を申告納入
洞爺湖町	説明会開催	 特別徴収義務者 登録証・申告書 ・納入書送付		 納入申告受付

3 宿泊税の徴収方法(特別徴収)

宿泊税特別徴収の手引き1ページ

宿泊税の納税義務者は、洞爺湖町内に所在する、旅館、ホテル、簡易宿所、民泊(以下「宿泊施設」という)の「宿泊者」ですが、洞爺湖町が直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊施設において、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、洞爺湖町に申告と納入をしていただきます。

【宿泊税特別徴収のイメージ】



4 洞爺湖町宿泊税の税率について

宿泊税特別徴収の手引き6ページ

洞爺湖町宿泊税の税率は、一人一泊につき次の表のとおりです。

また、北海道宿泊税も併せて徴収いただき、まとめて洞爺湖町へ申告、納入していただきます。

料金区分	洞爺湖町宿泊税	北海道宿泊税	合計
2万円未満	200円	100円	300円
2万円以上5万円未満	500円	200円	700円
5万円以上	1,000円	500円	1,500円

※宿泊料金は食事代や消費税等を除き、サービス料金を含んだいわゆる「素泊まり料金」となります。

5 洞爺湖町宿泊税課税免除について

洞爺湖町宿泊税の課税免除は次のとおりです。

宿泊税特別徴収の手引き11～12ページ

◎洞爺湖町独自のもの

①小学校義務教育課程以下の児童、幼児、乳幼児

★北海道は課税になりますので、ご注意ください。

◎北海道・洞爺湖町共通

②課税免除となる学校行事

修学旅行等一定の要件を満たすものには、公益性の観点から宿泊税を課さないこととしています。
学校指導要領に定める全校または学年などを単位として行う「旅行、集団宿泊的行事」やこれに準ずるもの。

●課税免除となる者

つぎの施設が行う行事に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者。

①幼稚園、②幼保連携型認定こども園、③小学校、④中学校、⑤義務教育学校、⑥高等学校、

⑦中等教育学校、⑧特別支援学校、⑨高等専門学校、⑩保育所、⑪保育所型認定こども園

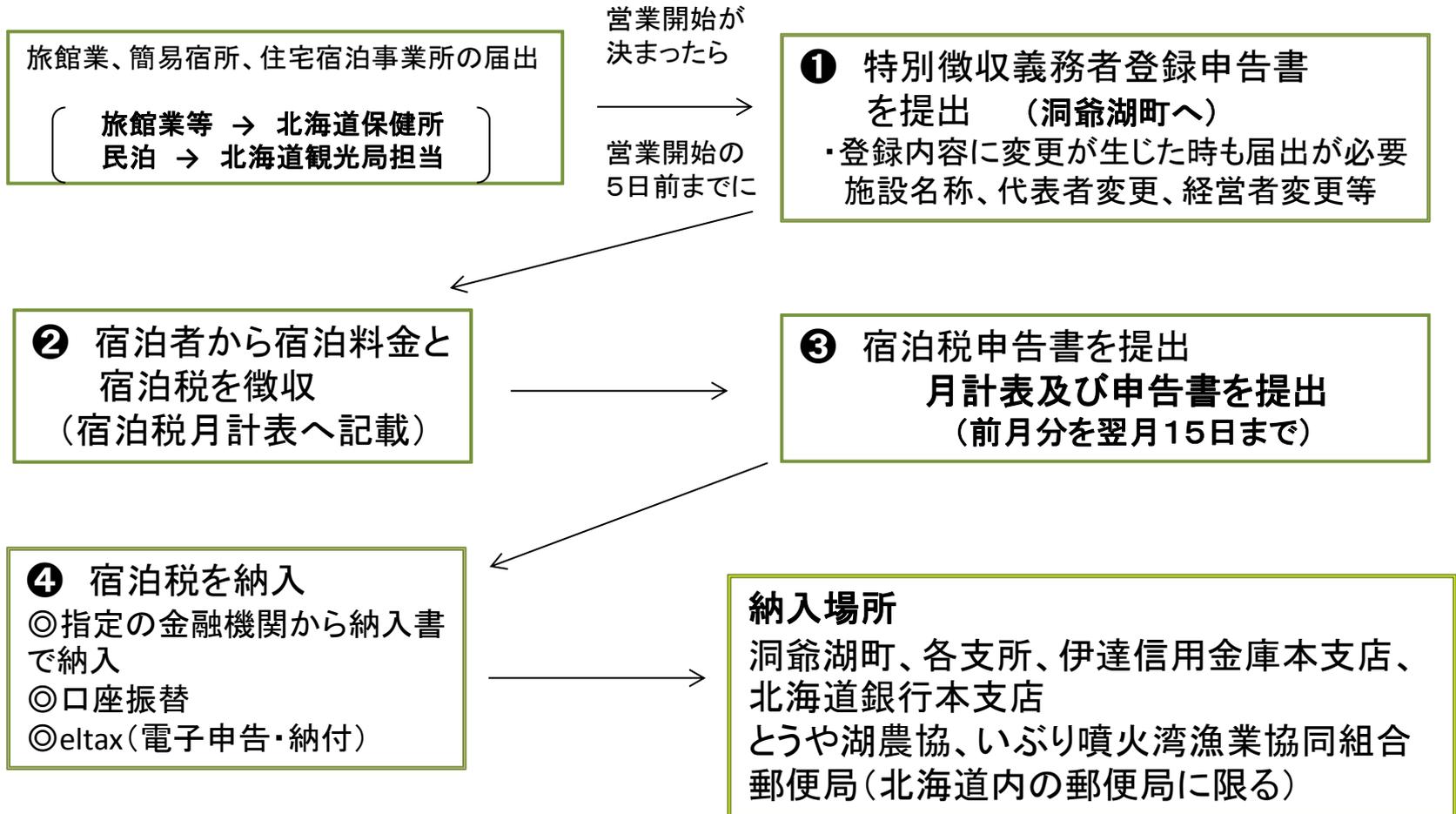
⑫家庭的保育事業・小規模保育事業

・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設

6 洞爺湖町宿泊税の徴収事務について

1 特別徴収義務者の手続きの流れ

宿泊税特別徴収の手引き2ページ



① 特別徴収義務者登録申告書

宿泊税特別徴収の手引き13ページ

宿泊施設の経営者は、旅館業法の許可を受けた、又は住宅宿泊事業法に基づく届出をした時点で「特別徴収義務者」となり宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等について手続きが必要となります。

★ 令和8年4月1日より前から宿泊事業を営んでいる方は、令和8年3月2日(月)までに「特別徴収義務者申告書」の提出が必要となります。

★ 令和8年4月1日以降に営業を開始される方は、営業開始の5日前までに「登録申告書」の提出が必要となります。

※宿泊施設ごとの届出をお願いします。

届出の際の添付書類

- ◎ 旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面(写)
- ◎ 法人の場合は、登記事項証明書(写)
- ◎ 個人の場合は、住民票(写)
- ◎ 宿泊に係る契約書面(宿泊約款等)(写)

※詳細は手引きをご確認ください。

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は、宿泊施設への宿泊です。
宿泊者から、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収していただきます。

宿泊税特別徴収の手引き3～10ページ

宿泊とは

「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」で、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ① その利用行為が契約上、宿泊としての取扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。

宿泊料金とは

食事代、消費税等を除き、サービス料等を含んだいわゆる「素泊まり料金」のことです。

<「宿泊料金に含むもの」の例>

清掃代、入浴料、寝具使用料、寝衣代、奉仕料、サービス料

<「宿泊料金に含まないもの」の例>

食事代、遊興費、会議室利用料、入湯税、消費税・地方消費税、煙草代、電話代、
土産代、クリーニング代等の立替金等
宿泊者が支払った心付、チップ、祝儀等の金額など

※①宿泊料金判断例の詳細は手引きをご覧ください。

※②宿泊予約が4月1日以前でも、4月1日宿泊分から、宿泊税が課税されます。

洞爺湖町宿泊税申告納入について

宿泊税特別徴収の手引き14～15ページ

◆特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊税について、翌月の15日までに宿泊施設ごとに必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、洞爺湖町に提出してください。

※①宿泊者が0人であっても、毎月申告してください。申告書及び月計表はメールでの提出も可能です。

※②当町への申告については、申告の特例(3か月分をまとめて申告)を設定していません。毎月の申告が必要となりますのでご注意ください。

「宿泊税納入申告書」で申告した宿泊税は、納入期限(申告期限と同じ)までに「宿泊税納入書」により洞爺湖町へ納入して下さい。

※納入期日までに納入されない場合、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

納付場所

洞爺湖町役場、洞爺総合支所、洞爺湖温泉支所、伊達信用金庫本支店、北海道銀行本支店、とうや湖農業協同組合、いぶり噴火湾漁業協同組合
郵便局(北海道内に限る)

★罰則の対象となる行為 ・納税管理人による虚偽の申告 ・不申告 などの違反行為があった場合は、10万円以下の過料が科されます。

修学旅行等の課税免除について

宿泊税特別徴収の手引き11～12ページ

修学旅行等であることの証明書

宿泊日	年 月 日 ～ 年 月 日 (1泊)
活動の種類 (該当する活動にチェックし、具体的な活動名を記載してください。)	<input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> その他の学校行事等(※) <small>※学校行事・活動名() ※学校施設等() ※学校施設等()</small>
学校等の種類 (該当するものにチェックしてください。)	<input type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校(以下を総称。)] 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 <small>【学校教育法第11条に規定する専修学校(以下第1項に規定する専修学校に該当するものに限る。)]</small> <input type="checkbox"/> 高等専修学校 <small>【教育法の第11条に規定する教育、職業等の総合的な修業の修得に関する教育を行う学校に該当するものに限る。]</small> <input type="checkbox"/> 生涯学習施設 <small>【生涯学習施設法第10条第1項に規定する施設]</small> <input type="checkbox"/> 図書館 <small>【生涯学習施設法第10条第2項、第10項又は第11項に規定する各関係事業を行う施設]</small> <input type="checkbox"/> 学芸資料館、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設 <small>【生涯学習施設法第10条第3項による認可を受けた施設]</small> <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
宿泊施設名	
宿泊施設の所在地	
課税免除対象の宿泊人数(注1)	
備考	

注1 学校等が主催する修学旅行等の学校行事その他これに準ずるもの(以下「修学旅行等」という。)に参加する幼児、児童、生徒又は学生(以下「対象者」という。)及び同様の人数を記載してください。
 注2 対象者とは、主催者の主催を行う学校の関係者や、主催の目的等により教育的ケアや記録を必要とする当該等の実態を行う保護者や保護者をいひ、旅行費等の取崩しやキャンセル等は認めません。

上記の宿泊を行う活動は、関係都道府県条例第4条に規定する修学旅行等であることを証明します。

年 月 日

所在地

学校名又は施設名

学校長名又は施設長名

※本証明書は、宿泊施設に提出してください。

修学旅行生等を課税免除とする場合、学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けて下さい。

宿泊日、活動の種類、課税免除の宿泊人数などを記載し、学校長・施設長が作成します。(押印は不要です。)

この証明書は、特別徴収義務者において、宿泊税の帳簿とともに保存して下さい。

※宿泊税の調査を実施する際に、保存等の状況について確認を行う場合があります。

領収書への宿泊税額の表示

宿泊税特別徴収の手引き22～23ページ

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。
表示は日本語で「宿泊税」、英語は「Accommodation Tax」で統一して下さい。

◆合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇号室人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000 円
	消費税	1,000 円
	入湯税	100 円
	宿泊税	200 円
	合計	11,300 円
〇年〇月〇日		
洞爺湖町栄町58		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

◆宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇号室人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	10,000 円
	消費税	1,000 円
	入湯税	100 円
	合計	11,100 円
上記のほか、宿泊税額 200 円を領収しました。		
〇年〇月〇日		
洞爺湖町栄町58		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

◆宿泊料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇号室人数1名		
日付	項目	金額
〇月〇日	宿泊料金	11,300 円
	合計	11,300 円
上記金額には、宿泊税額 200 円が含まれております。		
〇年〇月〇日		
洞爺湖町栄町58		
〇〇ホテル		
印 紙	受領印	

帳簿等の記載・保存

宿泊税特別徴収の手引き17～18ページ

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を保存する必要があります。

帳簿とは

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊した者の総数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数・宿泊税額の記載があるもの。

上記事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

＜例＞総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

★**保存期間は、納入申告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年間。**

書類とは

宿泊の際に作成される書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの。

＜例＞売上伝票、契約書、予約表、宿泊カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書等

★**保存期間は、納入申告書を提出すべき期限の翌日から起算して2年間。**

● 帳簿及び書類について、上記に違反して備え付けず、作成せず、保存しなかった場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の過料が科されます。

※ 電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録(電子データ)をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。その電磁的記録を出力した紙によっては、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

7 洞爺湖町宿泊税特別徴収事務費交付金について

1 特別徴収義務者交付金の概要

宿泊税特別徴収の手引き23・24ページ

特別徴収に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的に、納入期限内に納入いただいた宿泊税額の3.5%を特別徴収義務者へ交付します。
なお、北海道宿泊税の交付金についても、洞爺湖町でまとめて交付します。

※交付金の率は2.5%が基準となりますが、導入から5年間(令和13年度まで)は、1%を加算して3.5%を交付します。(北海道も同じ取扱いとなります。)

2 特別徴収義務者交付金の計算方法

交付金は年度の納入税額(4月～3月申告納入分)ごとに計算し、年1回の交付となります。
対象となる年度の納期内納入税額に3.5%を乗じ、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

※洞爺湖町、北海道それぞれの納入税額に対して交付金を計算するため、それぞれで計算した金額に対して端数処理を行います。

★交付金については、令和8年度に納入申告された宿泊税額確定後となりますことから、令和9年度に申請方法等、通知させていただきます。

宿泊税に関する申請様式等について

申請様式については、特別徴収義務者様に、一式送付させていただきますが、洞爺湖町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用下さい。

今後も、北海道と協力連携し宿泊税の周知・広報に努めてまいります。



◎ホームページアドレス

http://www.town.toyako.hokkaido.jp/town_guide/tax_insurance_pension/tax/syukuhakuzei/

宿泊税徴収事務の問合せ先 (書類の提出先)

〒049-5692

虻田郡洞爺湖町栄町58番地
虻田郡洞爺湖町総務部

住民税務課 宿泊税担当

電話 0142-74-3003

Email kazei@town.toyako.hokkaido.jp

宿泊税使途の問合せ先

〒049-5721

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地
虻田郡洞爺湖町経済部課

観光振興課 観光振興係

電話 0142-75-4400

Email kankou@town.toyako.hokkaido.jp